

〔共済加入申込書裏面〕

## 従事者共済会に加入される方へ

- ① 従事者共済会の退職共済金給付制度は、施設・団体の退職金として給付されます。
- ② 福祉医療機構の退職手当共済制度と、従事者共済会の退職共済金給付制度は別の制度です。
- ③ 加入対象者は  
施設・団体に勤務する有給の役職員で、常勤・非常勤は問いません。
- ④ 掛金月額  
加入者の本俸月額(給与から諸手当を除いた金額)に対し、下記「標準給与月額等級及び掛金月額表」のとおり設定し、契約者(施設・団体)と加入者が折半で負担します。  
掛金月額＝標準給与月額×46/1000  
契約者と加入者が23/1000ずつ負担
- ⑤ 納入方法は  
毎月の給与から控除され、契約者経由で従事者共済会に納入されます。
- ⑥ 退職共済金の給付は  
加入期間が1年以上(掛金納入期間が12カ月以上)の場合に、給付します。  
退職共済金＝全加入期間の平均標準給与月額×給付率  
\* 給付率は東社協WEBサイトの従事者共済会ページで確認ください。  
また、退職によらない退会(脱会)の場合、加入者掛金の累計額のみ支払います(加入期間が1年以上の場合)。  
なお、お預かりした掛金は、契約者掛金とともに安全第一に管理・運用しますが、経済動向等による制度の見直しにより、将来の掛金額、給付率が変更される場合があります。
- ⑦ 転職する場合  
従事者共済会と契約している施設・団体に転職する場合、加入を継続できる場合があります。
- ⑧ 休職する場合  
休職する場合は、届出を出すことにより、掛金の納入を一時的に休止することができます。但し、休止期間は加入期間から除外されます。
- ⑨ 貸付金制度を利用する場合  
加入期間が1年以上の加入者は、貸付金制度を利用できます。

標準給与月額等級及び掛金月額表

等級	本俸月額		標準給与月額 円	掛金月額		等級	本俸月額		標準給与月額 円	掛金月額	
	円以上	円未満		46/1000	23/1000		円以上	円未満		46/1000	23/1000
1		58,000	56,000	2,576	1,288	15	130,000	138,000	134,000	6,164	3,082
2	58,000	62,000	60,000	2,760	1,380	16	138,000	146,000	142,000	6,532	3,266
3	62,000	66,000	64,000	2,944	1,472	17	146,000	155,000	150,000	6,900	3,450
4	66,000	70,000	68,000	3,128	1,564	18	155,000	165,000	160,000	7,360	3,680
5	70,000	74,000	72,000	3,312	1,656	19	165,000	175,000	170,000	7,820	3,910
6	74,000	78,000	76,000	3,496	1,748	20	175,000	185,000	180,000	8,280	4,140
7	78,000	83,000	80,000	3,680	1,840	21	185,000	195,000	190,000	8,740	4,370
8	83,000	89,000	86,000	3,956	1,978	22	195,000	210,000	200,000	9,200	4,600
9	89,000	95,000	92,000	4,232	2,116	23	210,000	230,000	220,000	10,120	5,060
10	95,000	101,000	98,000	4,508	2,254	24	230,000	250,000	240,000	11,040	5,520
11	101,000	107,000	104,000	4,784	2,392	25	250,000	270,000	260,000	11,960	5,980
12	107,000	114,000	110,000	5,060	2,530	26	270,000	290,000	280,000	12,880	6,440
13	114,000	122,000	118,000	5,428	2,714	27	290,000		300,000	13,800	6,900
14	122,000	130,000	126,000	5,796	2,898						

<加入にあたっての注意点>

- \* 加入にあたっては、施設・団体の担当者から「従事者共済会 重要事項説明書」の説明または交付を受け、加入について同意の上、手続きをしてください。
- \* 東社協WEBサイトの従事者共済会ページに「従事者共済会のあらまし」を掲載しておりますのでご覧ください。
- \* 申込み手続き完了後に発行する加入承認書については、退会まで大切に保管してください。従事者共済会へのお問い合わせの際は記載されている加入者番号が必要になります。

<個人情報の取扱いについて>

加入者及び施設・団体から、加入申込時並びに加入後にいただく個人情報は、以下の目的のために利用させていただきます。

- \* 共済契約の締結並びに加入者データの登録処理
- \* 改姓等による氏名変更、休職・復職、契約施設・団体間での転出・転入があった場合の加入者データの修正・変更事務
- \* 標準給与月額の変更手続き
- \* 退職共済金の計算や、給付に必要な事務処理
- \* (加入対象者の貸付金制度を利用される場合)貸付決定に際しての判断や必要な事務処理

なお、従事者共済会から、施設・団体に対して、事務処理上必要となる各種届出に関する承認内容、退職共済金の給付額、貸付金額等の情報を提供いたします。また、個人が特定できない統計情報については、東京都社会福祉協議会における経営支援業務等に利用させていただくことがあります。